

聖籠町エコオフィス認定制度

地球温暖化防止活動、ごみの減量、資源化等環境に配慮した活動に積極的に取り組む事業所をエコオフィスとして町が認定します。

この制度は、地球温暖化防止活動、ごみの減量、資源化等環境に配慮した活動に積極的に取り組む事業所をエコオフィスとして認定し、事業者による自主的かつ継続的な環境配慮活動の促進を図ることが目的です。また、その取組を町広報や町ホームページ等で広く周知することにより、町民及び事業所の環境意識の高揚を図り、循環型社会の形成及び地球環境の保全を目指すものです。

Q 具体的には、何をすればよいの？



各事業所でできる環境にやさしい取り組み(裏面参照)を選択し、「エコオフィス認定申請書」にて役場に参加申し込みを行ってください。その後、取り組みをスタートしてください。その後、その取り組みが着実に実行されているか、チェックし、記録をしてください。年度の終了後、4月30日までに「エコオフィス活動状況報告書」をご提出いただき、取組結果をご報告いただきます。

また、認定の更新は2年度毎となりますので、翌々年度以降も継続して認定を希望される場合は、2月以降に再度「エコオフィス認定申請書」を提出いただきます。

Q 取り組む側にはどんなメリットがあるの？

取り組みの実施内容を町広報・町ホームページに掲載し、公表します。これにより、町内外に環境にやさしい事業所としてPRすることができ、企業様のイメージアップやCSRの向上にお役立ていただけるものと思います。



お問合せ
御申込みは…

聖籠町役場生活環境課

聖籠町大字諏訪山1635-4

電話：0254-27-2111

FAX：0254-27-2119

電子メール：

seikan@town.seiro.niigata.jp

参加者には
認定証をお渡しします！

エコな町はエコ
オフィスから！
ぼくらはCO₂を減らし
緑を守るんだ！

せいろ
エコオフィス
認定証

聖籠町



- 1 事務室の中で (5つ以上の取り組みで実施とみなします。)
 - 冷房の設定温度は28℃以上、暖房は20℃以下を目安とする
 - クールビズ、ウォームビズを実施する。
 - 白熱灯が切れたときは、省エネ効果の高い電球型蛍光灯ランプに交換する。
 - 不要な照明、OA機器等はこまめに消す。
 - 日常的に節水に努める。
 - 紙コップやペーパータオル等、使い捨て物品を使用しない。
 - 使用済みのOA文具や封筒等は、できる限り再利用する。
 - 事務所から出る廃棄物は、分別排出やリサイクルを徹底する。
 - ミスコピー用紙の再利用、両面コピー等、紙の使用削減に努める。
- 2 建物の中で (2つ以上の取り組みで実施とみなします。)
 - 近接階への移動は、エレベーターでなく階段を利用する。
 - 自動販売機の省エネ化や台数の削減を行う。
 - カーテン・ブラインド・アサガオ・ゴーヤ等で冷暖房効果を高める。
- 3 自動車を使うとき (3つ以上の取り組みで実施とみなします。)
 - アイドリングをできるだけしない。
 - 無駄な荷物を積んだまま運転をしない。
 - 経済速度を心がけ急発進、急加速をしない。
 - ノーマイカーデーを実施する。
- 4 ものを買うとき (2つ以上の取り組みで実施とみなします。)
 - 事務用品は、エコマーク商品等環境に配慮した物品を購入する。
 - OA機器を購入するときは、価格のほか省エネ機能を重視する。
 - 自動車を購入するときは、低公害車を購入する。
- 5 建物の外で (2つ以上の取り組みで実施とみなします。)
 - 敷地内に花や木を植えて緑を増やすよう心がける。
 - 太陽光発電やコジェネレーションを積極的に導入する。
 - 敷地外のごみの不法投棄の処理やクリーン作戦等を実施する。
- 6 その他 (1つ以上の取り組みで実施とみなします。)
 - ISO14001の自己適合宣言をしている、または認証登録を受けている。
 - エコアクション21の認証登録を受けている。
 - 新潟県エコ事業所表彰制度に参加している。
 - 事業所特有の環境に配慮した施策を実施している。



これらの環境にやさしい取り組みを
所定の数以上取り組んでいただきます。
小さなことでも身近なこと、できることから
始めてみましょう。